工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事※に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。(以下同じ。)

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡第２法務総合庁舎㉘建築工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 28 年 7 月 25 日

外務省大臣官房会計課長　志水　史雄

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第 73 号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 調達計画特定役務及び数量　平成28年度日本事情発信ウェブサイト「Web　Japan」内サブサイトのコンテンツ制作・改訂等業務

⑶ 調達方法　購入等

⑷ 調達予定時期　平成28年度

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

⑴ 資料等の提供期限　平成28年９月５日午後３時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　青木　慶子　電話03―3580―3311　内線5741　ＦＡＸ03―5501―8097

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴ 交付期間　平成28年７月25日から平成28年９月４日

⑵ 交付場所　電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ))からダウンロード可。※上記２⑵の場所においても随時交付可（除く閉庁日)。

4　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。なお、調達説明会に出席せずに、資料等の提出を行うことは認めない。

⑴ 開催日時　平成28年８月９日午前10時00分

⑵ 開催場所　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省中央庁舎669号会議室

出席する者は外務省東口玄関に開催時間の５分前に集合し、案内があるまで待機すること。

5　その他

⑴ 上記４の説明会に出席を希望する者は、平成28年８月８日正午12時00分までに下記⑵まで書面により申し込みをすること（様式適宜)。なお、申込方法は、原則ＦＡＸによることとする。ＦＡＸの到着確認の電話は禁止する。同一業者内の参加者は上限２名とする。

⑵ 申込先　外務省大臣官房広報文化外交戦略課　矢澤　暁紀　電話03―3580―3311　内線2695　ＦＡＸ03―5501―8126

⑶ この調達計画の詳細は説明会で配布する説明書による。

6　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the services to be required : A set of services for contents of “Web Japan”

⑶ Type of the procurement : Purchase

⑷ Time-limit for the submission of the requested material : 3 : 00 p.m. September 5, 2016

⑸ Contact point for the notice : Akinori Yazawa, Public Diplomacy Strategy Division, Public Diplomacy Department, Minister’s Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 2695 FAX 03―5501―8126

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 28 年 7 月 25 日

内閣府大臣官房会計担当参事官

横内　憲二

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13

1　調達内容

① 品目分類番号　12

② 借上等特定役務及び数量

ハルバ嶺における遺棄化学兵器廃棄処理事業の化学兵器廃棄設備に係る業務　一式

2　意見の提出方法

① 意見の提出期限　平成28年８月15日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

② 提出先　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府大臣官房会計課契約第二係　岡田　丈秀　電話03―5253―2111　内線82355

3　仕様書案の交付

① 交付期間　平成28年７月25日から平成28年８月15日まで。

② 交付場所　上記２②に同じ。

4　Summary

① Classification of the services to be procured : 12

② Nature and quantity of the services to be required : Disposal of Abandoned chemical weapons at Haerbaling in China by relevant destruction facilities

③ Time-Limit for the submission of comments : 5 : 00 pm on 15 August 2016

④ Contact point for the notice : Takehide Okada, Second Contract Section, Accounts Division, Minister’s Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914, Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82355